

1 **【刑 法】**

2
3 以下の【事例1】及び【事例2】を読んで、後記【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

4
5 **【事例1】**

6 1 甲は、かねてより会社の上司であるXから執ように叱責されるなどしていたことに恨みを募ら
7 せ登山が趣味のXを登山に誘って山中に連れ出し、Xを殺害した上でXが滑落によって事故死し
8 たように装い、犯跡を隠蔽しようと考えた。甲は、某月1日、Xを登山に誘い、Xが喜んで応じ
9 たことから、同月10日、Xと2人で1泊2日の登山に出掛けた。

10 2 甲とXは、同日午前10時頃から登山を始めたが、同日午後4時頃、天候が急変して降雨とな
11 ったため、当初の登山計画を変更し、山頂付近にあった無人の小屋で一晩を過ごすことにした。
12 甲は、同日午後5時頃、疲れていたXが上記小屋内で熟睡したことから、この機会にXを殺して
13 しまおうと決めた。ちょうどその頃、雨が止んだため、甲は、Xを殺した後にXの滑落死を装う
14 ための場所をあらかじめ探そうと思い立ち、上記小屋周辺を下見しておくことにした。甲は、し
15 ばらくの間、上記小屋を離れ、外に出ることにしたが、外にいる間にXに逃げられないようにす
16 るため、同日午後5時5分頃、同小屋の出入口扉を外側からロープできつく縛り、内側から同扉
17 を開けられないようにした。なお、上記小屋は、木造平屋建てで、窓はなく、出入口は上記扉1
18 か所のみであった。

19 3 その後、甲は、上記小屋から歩いて約100メートル離れた場所に、高さ約70メートルの岩
20 場の崖があるのを確認し、同日午後6時頃、同小屋に戻り、上記ロープをほどいた。Xは、同日
21 午後5時頃に熟睡した後、一度も目を覚まさなかった。

22
23 **【設問1】**

24 **【事例1】**において、甲に監禁罪が成立するという主張の当否について、具体的な事実関係を
25 踏まえつつ、反対の立場からの主張にも言及して論じなさい。

26
27 **【事例2】**（【事例1】の事実に続けて、以下の事実があったものとする。）

28 4 甲は、上記小屋内に戻った後、Xを殺そうと思ったが、死体がすぐに見つかってしまっ
29 たらかの殺害の痕跡が発見され、滑落による事故死ではないことが判明してしまうと不安に思った。
30 そこで、甲は、同日午後6時10分頃、Xの携帯電話機をXの死体から遠く離れた場所に捨てて
31 おけば、同携帯電話機のGPS機能によって発信される位置情報をXの親族等が取得した場合で
32 あっても、Xの死体の発見を困難にできる上、Xが甲とはぐれた後、山中をさまよって滑落した
33 かのよう装う犯跡隠蔽に使えると考え、眠っているXの上着のポケットからXの携帯電話機1
34 台を取り出し、自分のリュックサックに入れた。

35 5 甲は、同日午後6時20分頃、Xを殺すため、眠っているXの首を両手で強く絞め付け、Xが
36 ぐったりしたのを見て、Xが死亡したものと思い込んだ。しかし、この時点で、Xは、意識を失
37 っただけで、実際には生きていた。

38 6 甲は、同日午後6時25分頃、Xの死体を上記崖まで運んで崖下に落とすため、Xの背後から
39 両脇に両手を回してXの身体を抱え上げた。その際、XのズボンのポケットからXの財布が床に
40 落ち、これを見た甲は、にわかに同財布内の現金が欲しくなり、同財布内から現金3万円を抜き
41 取って自分のズボンのポケットに入れ、同財布をXのポケットに戻した。

42 7 甲は、同日午後7時頃、Xを上記崖まで運び、Xを崖下に落とした。甲は、Xが既に死んでい
43 ると軽信し続けていたが、この時点でもXはまだ生きており、上記崖から地面に落下した際、頭
44 部等を地面に強く打ち付け、頭部外傷により即死した。

45 8 甲は、すぐに上記崖から離れ、同日午後10時頃、同崖から約6キロメートル離れた場所まで
46 来ると、その場上記携帯電話機を捨てた。同月11日、Xが帰宅しなかったことから、Xの親
47 族が上記携帯電話機のGPS機能によって発信される位置情報を取得し、その情報を基にXの捜
48 索が行われたが、Xの発見には至らなかった。

49

50 **〔設問2〕**

51 **【事例2】**における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く。）。